

平成30年7月豪雨災害に関連した 紛争解決手続としての民事調停 手続

岡山簡易裁判所

1 民事調停の申立手数料の納付 の免除について

1-1 対象となる紛争

1-2 対象となる人

1-3 紛争の例

1-4 対象となる期間

1-1 対象となる紛争

平成30年7月豪雨に起因
する民事に関する紛争

1-2 対象となる人

平成30年6月28日時点で災害救助法の適用対象地域に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方

1-3 紛争の例

- ◇ 豪雨による土砂崩れにより不明確となった土地所有権の範囲をめぐる紛争
- ◇ 豪雨による土砂崩れや河川の氾濫により終了した賃貸借契約の敷金返還等に関する紛争
- ◇ 豪雨による事業の閉鎖・経営悪化などを理由にする解雇・雇止めに関する紛争
- ◇ 豪雨により生計・経営状況が悪化したことを理由にする債務整理紛争

1-4 対象となる期間

平成30年6月28日から

平成33年5月31日まで

に申立てをした方

2 災害に対する司法的救済 の経緯（特に調停について）

これまでに発生した主な震災

2-1 関東大震災

2-2 阪神淡路大震災

2-3 東日本大震災

2-4 熊本震災

2-1 関東大震災

(大正12年9月発生)

- ◇ 大正11年10月に成立した借地借家調停法の利用
- ◇ 震災後1年間に1万2000件余りの調停申立て
- ◇ 約9000件が調停成立

2-2 阪神淡路大震災

(平成7年1月17日発生)

- ◇ 全壊建物 10万4906棟
- ◇ 半壊 27万4181棟

阪神淡路大震災における 国の対応（その1）

- ◇ 罹災都市借地借家臨時処理法の適用
- ◇ 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法施行
- ◇ 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての
手数料の特例に関する法律の施行

阪神淡路大震災における 国の対応（その2）

- ◇ 神戸簡裁では「震災事件処理対策センター」を設置

阪神淡路大震災発生から平成8年 までの神戸管内の震災関係調停事件

- ◇ 受理件数 約3200件(うち神戸約2190件, 西宮約290件)
- ◇ 処理件数 約2900件(調停成立率約52%)
- ◇ 係属した事件の種類
 - ・ 敷金返還請求事件
 - ・ 建物明渡請求事件
 - ・ 建物修繕請求事件
 - ・ 賃料増減請求事件 など

2-3 東日本大震災

(平成23年3月11日発生)

- ◇ 全壊建物 約13万戸
- ◇ 半壊建物 約25万戸

東日本大震災における国の対応

- ◇ 民事関係での特別立法なし
- ◇ 原子力損害賠償支援機構法（平成23年8月制定）
- ◇ 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年7月制定）

東日本大震災の特徴

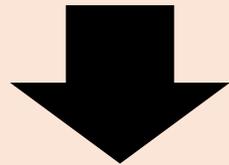
→ 原発関連訴訟の提起

※ 平成31年1月21日現在の事件数

- ◇ 損害賠償訴訟事件 約300件程度
- ◇ 施設設置・稼働等事件 100件超える
- ◇ 国家賠償訴訟事件 約100件程度

個人債務者の私的整理に関する ガイドラインの公表（平成23年7月）

東日本大震災における債務整理
の成立件数（平成30年1月31日
時点）



約1300件（裁判所外で成立）

2-4 熊本震災

(平成28年4月14日, 16日発生)

- ◇ 自然災害による被災者の債務整理に関する
ガイドライン
- ◇ 平成28年4月1日運用開始
- ◇ 平成28年4月14日熊本地震発生
- ◇ 倒壊家屋 約8600件

3 ガイドラインの運用について

- ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて
- ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会
- ・ ガイドラインの目的
- ・ ガイドラインの手続の流れについて

自然災害による被災者の債務 整理に関するガイドライン研究会

- ◇ 事務局：全国銀行協会
- ◇ メンバー：弁護士，金融機関等の債権者側関係者
- ◇ オブザーバー：官公庁担当者，最高裁判所

ガイドラインの目的

債務者の自助努力による生活や
事業の再建の支援



※金融機関が個人である債務者に対して、破産手続・再生手続等の法的倒産手続によらず、債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部または一部を免除する債務整理を公正かつ迅速に行うためのもの

ガイドラインの手続の流れについて①

申立人



金融機関



手続着手の申出

ガイドラインの手続の流れについて②

申立人



登録支援専門家



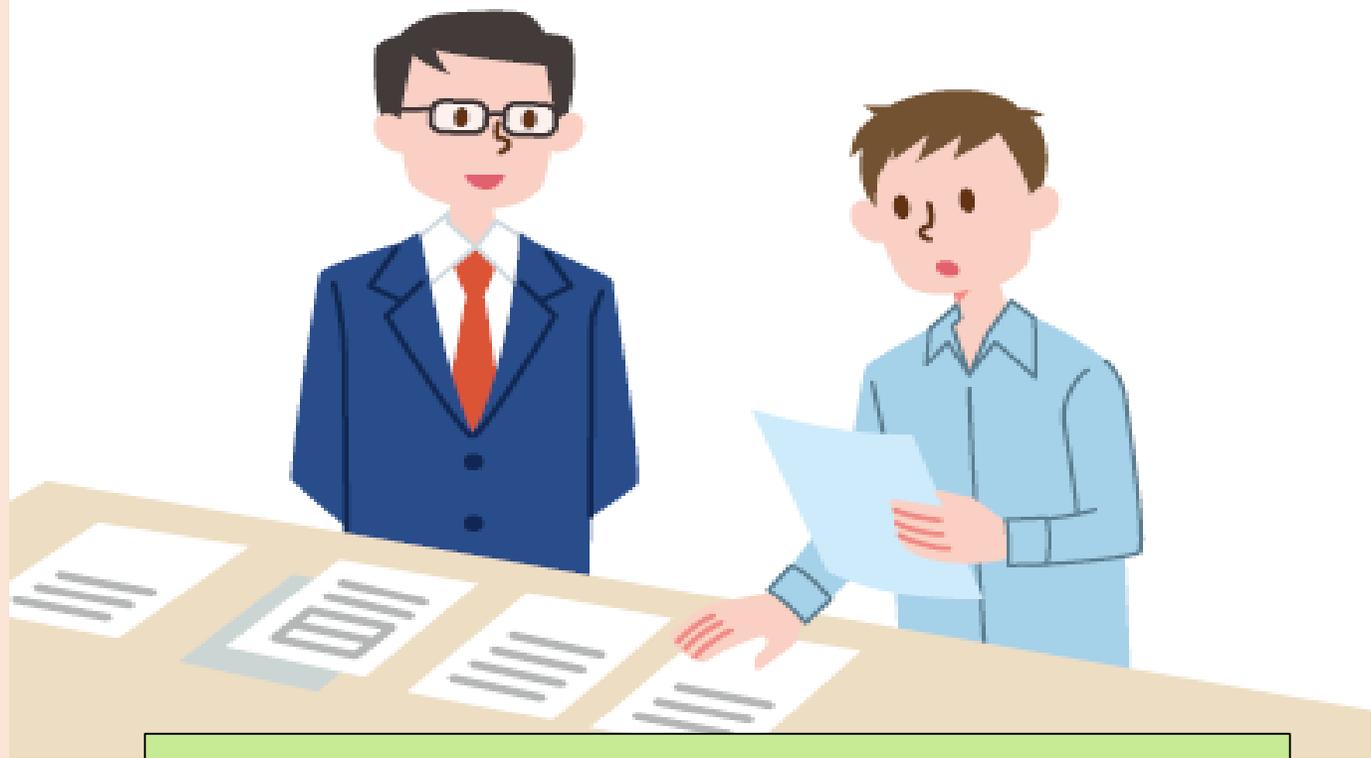
登録支援専門家による手続支援を依頼

ガイドラインの手続の流れについて③

登録支援専門家



申立人



債務整理(開始)の申出

ガイドラインの手続の流れについて④

登録支援専門家



申立人



「調停条項案」の作成

ガイドラインの手続の流れについて⑤

金融機関



登録支援専門家



「調停条項案」の提出・説明

ガイドラインの手続の流れについて⑥



東日本大震災時のガイドライン との違い

- ◇ 登録支援専門家による支援
- ◇ 特定調停の利用(裁判所の関与)

特定調停の流れについて

ガイドライン

- ① 事件の申立て
(り災証明書を添付)

通常

- ① 事件の申立て



- ② 受付・審査



- ③ 調停委員の指定



- ④ 期日指定・呼出し



⑤ 調停期日
(当事者双方+登録支援専門家)



⑥ 終局
(調停成立, 17条決定)

⑤ 調停期日
(当事者双方)



⑥ 終局
(調停成立, 17条決定, 不成立)



⑦ 登録支援専門家への報告

西日本豪雨によるガイドラインによる 特定調停に関する岡山弁護士会との協議

- ◇ 自然災害ガイドラインPTの立ち上げ
- ◇ 岡山弁護士会の法律相談等の活動